



令和 8 年度
西原町職員採用候補者試験案内

【受 付 期 間】令和 7 年 8 月 1 日（金）～8 月 1 7 日（日）

【第一次試験日】令和 7 年 9 月 2 1 日（日）

【申 込 方 法】インターネット申込のみ

1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種（試験区分）	採用予定 人 員	職 務 内 容
行政職（初級）	若干名	町長部局、教育委員会等において、それぞれの行政事務に従事します。
行政職（上級）		
行政職（行政実務経験者）		
技術職（土木、建築、電気、機械、上下水道）	若干名	町長部局、教育委員会等において、土木等の各職種に関する業務及び行政事務に従事します。
技術職（職務経験者）		
保育教諭職	若干名	町長部局、教育委員会等において、保育所・こども園に関する業務及び行政事務に従事します。
保育教諭職（職務経験者）		

2 受験資格

（1）各職種の受験資格は次の通りです。

No	職 種（試験区分）	受験資格
1	行政職（初級）	①平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校若しくは短期大学を卒業した者（令和 8 年 3 月卒業見込み含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ※行政職（上級）の資格を持っている者を除く
2	行政職（上級）	①平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ②学校教育法による 4 年制大学を卒業した者（令和 8 年 3 月卒業見込み含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者

3	行政職(行政実務経験者)	①昭和55年4月2日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者。 ③国や行政機関において行政事務に係る職務経験が令和2年4月1日から令和7年7月31日までのうち通算2年以上ある者 ※育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。 ただし、産前産後休暇期間は含みます。
4	技術職(土木、建築、電気、機械、上下水道)	①昭和55年4月2日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者(令和8年3月卒業見込み含む)又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ③下記の【A】又は【B】に該当する者 【A】下記のいずれかの学科を履修した者 土木系、建築系、機械系、電気系学科、理工系学科、農業土木系学科、その他技術系に関するものと認められる学科 【B】下記のいずれかの免許・資格保持者 ・技術士又は技術士補 ・測量士又は測量士補 ・土木施工管理技士2級以上 ・建築施工管理技士2級以上 ・RCCM(廃棄物を除く) ・建築士2級以上 ・電気工事施工管理技士2級以上 ・管工事施工管理技士2級以上 ・電気工事士(第1種・第2種) ・電気主任技術者(第1種・第2種・第3種)
5	技術職(職務経験者)	①昭和55年4月2日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者。 ③民間企業、行政機関等において土木、建築、電気、機械、上下水道に係る職務経験が平成30年4月1日から令和7年7月31日までのうち通算3年以上ある者 ※育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。 ただし、産前産後休暇期間は含みます。
6	保育教諭職	①平成2年4月2日以降に生まれた者 ②保育士資格及び幼稚園教諭免許両方を有する者(令和8年3月末までに取得見込みの者を含む。)
7	保育教諭職(職務経験者)	①昭和55年4月2日以降に生まれた者 ②保育士資格及び幼稚園教諭免許両方を有する者(令和8年3月末までに取得見込みの者を含む。) ③民間企業、行政機関等において保育士又は幼稚園教諭に係る職務経験が平成30年4月1日から令和7年7月31日までのうち通算3年以上ある者 ※育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。 ただし、産前産後休暇期間は含みます。

(2) 住所要件

沖縄県内の市町村に住民登録がある者又は住民登録をしたことがある者

(3) 次のいずれかに該当するものは、受験できません。

○日本の国籍を有しない者

○地方公務員法第16条に該当する者

ア. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

【受付期間】

令和7年8月1日（金）13時00分～令和7年8月17日（日）23時59分

※インターネットによる申込のみです※

○西原町ホームページ内の申込み専用サイトリンクにアクセスしてください。

No	職種（試験区分）	QRコード及びURL
1	行政職（初級）	 https://logoform.jp/form/MwkH/1120993
2	行政職（上級）	
3	行政職（行政実務経験者）	
4	技術職（土木、建築、電気、機械、上下水道）	 https://logoform.jp/form/MwkH/1120996
5	技術職（職務経験者）	
6	保育教諭職	 https://logoform.jp/form/MwkH/1120997
7	保育教諭職（職務経験者）	

【留意事項】

- ① インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となります。
- ② 受験申込は一人1回限りとなります。
- ③ 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ④ 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。

※その他、添付が必要な書類

- ・学歴が分かるもの (例) 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - ・資格取得が分かるもの (例) 資格の合格証書の写し等
- ⑤ 予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。
 - ⑥ 原則、一度提出した申込書の修正はできません。(申し込みの際は、必ずご確認ください。)
 - ⑦ 受付期間中にシステムの保守・点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

4 試験の方法及び内容

試験は第一次及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について実施します。

(1) 日時等

職 種 (試験区分)	第一次試験		第二次試験
	令和7年9月21日(日)		令和7年11月1日(土) 令和7年11月29日(土)
行政職(初級)	教養試験 事務適性検査	10:00~12:00 12:30~12:40	【全職種共通】 11月1日(土) ・職場適応性検査 ・集団面接 11月29日(土) ・個別面接 ※個別面接の人数が多い場合、11月30日(日)に実施する場合があります。
行政職(上級)	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:30~15:30	
技術職(土木、建築、電気)	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:30~15:00	
技術職(上下水道)※1	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:30~15:00	
技術職(機械)	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:30~15:30	
保育教諭職	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:30~15:00	
行政職(行政実務経験者) 技術職(職務経験者) 保育教諭職(職務経験者)	職務能力試験 職務適応性検査	10:00~11:00 11:30~11:50	

※1 技術職(上下水道)については、申込時に専門試験を土木・建築・電気いずれか1つの科目を選択してください。申込後の科目変更はできません。

《第一次試験の注意事項》

- ① 当日はHB鉛筆、消しゴム、受験票を必ず持参してください。受験票がない場合は、受験できません。
- ② 受験者は9：10受付開始、9：40までに着席とします。試験開始10：00以降の入室は認めません。
- ③ 試験当日は、原則として、公共交通機関の利用をお願いいたします。
- ④ 試験中はスマートフォン等の通信機器及び電子計算機、電子辞書等の使用は禁止しますので、電源を切ってください。
- ⑤ 車椅子等を利用されている方は、受験申込の際に必ず申し出てください。
- ⑥ 当日、暴風警報が発令され、かつ、午前8時現在で路線バスが運行停止した場合は、試験実施を令和7年10月19日（日）に延期します。その際は、町のホームページで通知いたします。

5 合格発表

合格者について西原町役場敷地内告示板に掲示及びホームページに掲載するほか、合格者に通知を行います。

一次試験合格発表：令和7年10月頃を予定

二次試験合格発表：令和7年12月頃を予定

6 合格から採用まで

- (1) 二次試験合格者は、令和8年度職員採用候補者名簿に登載されます。登載は採用を約束するものではありません。名簿の有効期限は、名簿登載の日から1年間です。
- (2) 採用者は、名簿登載者の中から決定されます。
- (3) 原則、令和8年4月1日付の採用を予定しています。ただし、同日より前に採用されることもあります。
- (4) 令和8年3月31日までに各要件が満たない場合には、合格を取り消します。

7 給与・勤務条件等

- (1) 採用時における給料額は、試験区分に応じておおむね次のとおりです。

※職務経験年数等に応じて一定の基準で加算調整が行われます。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されるほか、期末勤勉手当が支給されます。

表 基本給の金額

行政職、技術職、 保育教諭職等	大学卒程度	220,000円
	短大卒程度	204,400円
	高校卒程度	188,000円

(2) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分(1日7時間45分)の週5日勤務で、土・日曜日及び祝日は休みです。

休暇には、年次有給休暇(1年に20日)のほか、各種休暇等が付与されます。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度等があります。

(3) 条件付採用について

地方公務員法の規定により、採用後6か月間は条件付採用となります。この間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

『注意事項』

○災害等により、試験の日時、試験方法等を変更する場合があります。

○新型コロナウイルス、インフルエンザ等に罹患している方又は37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日は受験できません。なお、これを理由とした試験の再実施は予定しておりません。

問い合わせ先

西原町役場 総務部総務課 職員係

TEL : 098-945-5011 (3203)